

フリースクール等利用助成制度の実施について

1 趣旨・目的

不登校児童生徒の多様な居場所を確保し、社会的自立に向けた支援を推し進めることを目的として、フリースクール等の民間施設を利用する児童生徒の保護者に対して、利用にかかる経費への助成を実施します。

2 事業実施概要

項目	内容
助成金名称	明石市フリースクール等利用助成金
助成対象者	明石市が認定したフリースクール等の民間施設に利用料を支払った不登校児童生徒の保護者
認定施設（フリースクール等）の要件	<ul style="list-style-type: none">・不登校児童生徒の社会的自立を目指して、生活指導、学習支援、教育相談等に関する取組を実施している施設であること・児童生徒が安全に活動するために必要な施設や人員を備えている施設であること・学校の課業時間内に児童生徒を受け入れができる施設であること・市及び在籍学校と情報共有等、連携ができる施設であること・児童生徒が実際に通所できる施設であること
不登校児童生徒	・明石市内に住所を有するもしくは明石市立小中養護学校に学籍を有する児童生徒であって、相当の期間学校を欠席した児童生徒
助成額	保護者が利用料として支払った額の1/2を月額1万円を上限として助成
助成金支給時期（予定）	年2回支給 令和6年上半期（4月～9月）分の経費に対する助成金を令和6年11月 令和6年下半期（10月～3月）分の経費に対する助成金を令和7年5月に支給予定
予算額	480万円

3 今後のスケジュール

日程	内容
令和6年7月	<ul style="list-style-type: none">・広報あかし、市ホームページ等による広報・対象となる方への申請案内・施設（フリースクール等）の認定開始
令和6年8月	受給資格認定開始
令和6年10月	対象者が実績（上半期）に応じて市に助成金を請求
令和6年11月	上半期分助成金支給
令和7年4月	対象者が実績（下半期）に応じて市に助成金を請求
令和7年5月	下半期分助成金支給